

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第4条の2（（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税））関係 （用語の意義） 4の2—1 （省略） (1)～(30) （省略） (31) 個人番号又は法人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項又は<u>第16項</u>（（定義））に規定する個人番号又は法人番号をいう。 措置法第4条の3（（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税））関係 （用語の意義） 4の3—1 （省略） (1)～(21) （省略） (22) 個人番号又は法人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項又は<u>第16項</u>（（定義））に規定する個人番号又は法人番号をいう。	措置法第4条の2（（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税））関係 （用語の意義） 4の2—1 （同左） (1)～(30) （同左） (31) 個人番号又は法人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項又は<u>第15項</u>（（定義））に規定する個人番号又は法人番号をいう。 措置法第4条の3（（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税））関係 （用語の意義） 4の3—1 （同左） (1)～(21) （同左） (22) 個人番号又は法人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項又は<u>第15項</u>（（定義））に規定する個人番号又は法人番号をいう。